

合同金婚式・ひとり金婚式の参加申込みについて

お問い合わせ先

財部 福祉課高齢者福祉係 ☎ 0986-72-0936
大隅 保健福祉課福祉係 ☎ 099-482-5925

末吉 保健課福祉係 ☎ 0986-76-8807

市では、結婚50周年をむかえられた方々を対象に、合同金婚式とひとり金婚式を開催します。

開催日 10月30日(木) 午前10時

場所 曾於市末吉総合センター

対象者

- ・昭和39年に結婚され、今年50年を迎えられたご夫婦、その間不幸にして配偶者に先立たれた方
- ・結婚50年が経過して、今までに参加されていない方

今月、自治会で参加申込書の回覧をお願いする予定です。ご確認の上、お申し込みください。

また、大隅、財部にお住まいの方で、会場までの送迎をご希望の方は、送迎バスも運行予定です。事前にご予約ください。

金婚式では、祝詞や記念品等の贈呈があり、式典終了後はアトラクションも企画しています。ご家族、ご親戚等の出席は自由にできますので、たくさんの方々のご来場をお待ちしています。



昨年の金婚式の様子

日本型直接支払制度（多面的機能支払）について

地域で、農地・水路・農道等を守りましょう！

お問い合わせ先

耕地課・各支所産業振興課

末吉 ☎ 0986-76-8810 大隅 ☎ 099-482-5952 財部 ☎ 0986-72-0940

農村地域では、過疎化や高齢化といった問題を抱えており、農地や水路・農道などの地域資源を地域の農業者だけで守っていくのが困難になってきています。そこで、平成19年度から農地・水保全管理支払交付金により、それらを維持保全する活動に対し支援が行われています。

平成26年度から、この農地・水保全管理支払は、「多面的機能支払」として新たに生まれ変わり、地域の共同活動に支援を行います。

対象者

農業者や地域住民等で構成される活動組織
(水系単位や圃場整備実施地区等)

対象農用地

農振農用地区域内の農用地(田・畑)

活動の概要

地域の水路や農道などを守っていく活動組織を立ち上げ、活動の対象となる農用地を特定します。市と協定を締結し、地域協議会へ採択申請を行い、採択後に対象農用地の面積に応じて交付金が交付され、水路、農道等の維持補修等の地域活動に充てることができる。活動期間は原則5年間となります。

※活動の例

- ・畦畔、水路、農道等の草刈り
- ・農業用施設の維持補修
- ・小学生の野菜栽培学習
- ・花の植栽による景観形成
- ・未舗装農道の舗装化等

国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課 末吉 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

平成26年度国民年金保険料免除切替は済みですか

国民年金保険料の免除承認期間は7月～翌年6月までで、毎年、申請する必要があります。

平成26年6月まで免除されている方で、引き続き7月以降も国民年金保険料の免除を希望される方は、改めて申請して下さい。

※全額免除になっている方で、継続申請の方は除く。

▽手続き先 市役所国民年金係・鹿屋年金事務所

▽必要なもの 印鑑、年金手帳、仕事を辞めた方は、離職票または雇用保険受給資格者証の写し

ご存知ですか? 「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方は、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

保険料を未納のままにしておくと、「もしも」のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

納めることが困難な場合は、市役所国民年金係または鹿屋年金事務所へお問い合わせください。

鹿屋年金事務所の年金相談予約制のお知らせ

鹿屋年金事務所では、予約制による年金相談を実施しています。ぜひご利用ください。

◇予約方法

相談希望日の1カ月前から前日まで、電話で申込みます。

予約の際に相談者名、基礎年金番号、電話番号、相談内容をお話し下さい。

◇予約時間帯

▽平日 午前8時30分～午後4時30分

▽週の初日 午前8時30分～午後6時

▽第2土曜日 午前9時30分～午後3時30分

※年金相談に行く際は、年金手帳など基礎年金番号のわかるものと、運転免許証など本人確認のできる証明書が必要です。また、代理の方が相談に行かれる場合は、委任状と代理の方の証明書が必要です。

○予約申込先

鹿屋年金事務所 0994・42・5121

〈曾於市年金移動相談所開設日〉

日時	場所	申込先
8月5日(火) 午前10時～午後3時	本庁1階 会議室	本庁 国民年金係 0986-76-8805
9月10日(水) 午前10時～午後3時	財部保健 福祉センター	財部支所 国民年金係 0986-72-0934

鹿屋年金事務所による移動相談所が曾於市で開かれます。日程・場所は上記のとおりです。相談料は無料ですが、予約が必要です。予約のない方の相談はできませんのでご了承ください。なお、予約は定員になり次第、締め切ります。

曾於市クリーンセンターからのお知らせ

●8月11日～18日までの業務日

日	11	12	13	14	15	16	17	18
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月
業務	通常業務	通常業務	通常業務	通常業務	休業	通常業務	通常業務	通常業務

8月15日は、休業日のため、ごみの搬入はできません。皆さまのご協力をお願いします。

◎月曜日から土曜日までの搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分です。

◎8月17日(第3日曜日)は、ごみの搬入ができます。搬入時間は午前9時から午後4時です。

◎8月15日のごみ収集は、末吉・大隅地区は休業します。財部地区は通常どおり行います。

お問い合わせ先
本庁・各支所環境係
末吉 ☎ 0986・76・8805
大隅 ☎ 099・482・5923
財部 ☎ 0986・72・0934
曾於市クリーンセンター
☎ 0986・76・6766

子育てふれあいひろば

6日・7日は育児講座を開講します

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)

子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



日	月	火	水	木	金	土
					7/1	2
3	4	5 ひろば	6 講座	7 講座	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19 ひろば	20 ひろば	21 親子	22	23
24/31	25	26 ひろば	27 ひろば	28 親子	29	30

◆ベビービクス(8月6日)
「お母さんが元気なら赤ちゃんも元気。お母さんが笑顔なら赤ちゃんも笑顔」親子で一緒に楽しみながら運動します。

対象 1歳未満児の親子
講師 田鍋いずみ先生
準備する物 動きやすい服装、バスタオル、飲み物

◆歯に関する相談(8月7日)
場所 生きいき健康センター
場 所 生きいき健康センター
準備する物 母子手帳

◆身体測定・健康相談(8月21日)
場所 生きいき健康センター
場 所 生きいき健康センター
準備する物 母子手帳

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。

キッズルーム開放 午前10時～午後3時(月曜日～金曜日) 育児相談 午前9時～午後4時(月曜日～金曜日)

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分 ●会場：生きいき健康センター

子育てひろば 午前10時～11時30分 ●会場：大隅弥五郎伝説の里 ●会場：財部保健福祉センター

育児講座 午前10時～11時30分 ●会場 6日：財部福祉センター 7日：生きいき健康センター

第3子出産祝金について

第3子以降に10万円の祝金を支給します

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 ☎ 0986-72-0936

末吉 保健課 ☎ 0986-76-8807

大隅 保健福祉課 ☎ 099-482-5925



財部支所



大隅支所



本庁

曾於市では、少子化対策の一環として第3子以降に生まれたお子さんに対して、1人あたり10万円の祝金を支給します。

受給資格
曾於市の住民で出産後3カ月以上、曾於市に生活の根拠を置いている方

申請書
本庁・各支所に申請書がありますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。なお、申請してから支給までは約3カ月間かかります。

※写真は、6月19日に本庁・各支所で行われた支給式の様子です。

税チャンネル ～納税があなたを支えます！～

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係

末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932

平成27年度から変更になるもの（右記の表）については、新車を含め全ての車両が改正後の税率になります。また、13年経過した車両でも税率は変わりません。

平成27年度から変更になるもの			
車種区分		現行	改正後
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超 250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	トラクター等	1,600円	2,400円
	その他（タイヤショベル等）	4,700円	5,900円

○軽自動車税の税額が変わります
○平成27年度から次の車種の税額が改正後の税額となります

改正後の税率が適用になるのは平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車両です。（ただし、最初の新規検査を受けたのが平成27年4月1日の車両は平成27年度から改正後の税率になります。）
※最初の新規検査から13年を経過した車両は重課税率になります。
※平成27年3月31日以前に最初の新規

平成 28 年度から変更になるもの						
車種区分				現行	改正後	重課税率 (13 年経過車両)
軽自動車	三 輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
			営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

○平成28年度から変更になる車種について

検査を受け13年経過していない車両は、現行のままです。

○バイクや軽自動車を廃棄・譲渡した場合の手続きを

軽自動車税の未納となっている方に理由を聞きますと「乗っていないから」「知人に譲渡したので知らない」「業者に渡した（売った）ので分からない」「名義（所有者）は私だけど、乗っているのは私じゃない。そっち（親子・兄弟・知人など）に請求して」ということを耳にします。

軽自動車税は、毎年4月1日現在で所有している方に課税されます。

廃棄・盗難・譲渡で車両がない場合、原付バイク（125cc以下）や小型特殊は税務課へ、軽自動車などは軽自動車協会へ、早めに申告（届け出）をしてください。

今月（8月）の納期について

- 市民税 2期
- 国民健康保険税 3期
- 介護保険料 3期
- 後期高齢医療保険料 2期
- 上下水道料 3期

※口座振替をされている方は、9月1日に振替えますので残高のご確認をお願いします。



光回線の契約トラブル ～クーリング・オフは適用外～

お問い合わせ先

経済課 消費生活センター ☎ 0986-76-8823

【相談事例】

昨夜、大手通信会社の代理店を名乗る者から電話があり、光回線の勧誘を受けた。「電話代が安くなる。工事代金はキャッシュバックする」と言われ、申し込んだ。よく考えると不要なので、解約したい。クーリング・オフできるか。(70代男性)

インターネットの普及で、通信会社や代理店の顧客獲得競争が激化しています。サービスの利用条件等に関する十分な説明がなく、メリットだけが強調されて消費者が内容をよく理解しないまま契約してしまうケースが増えており、特に高齢者の相談が増加しています。電話代や通信料金が安くなるかは、各家庭のパソコンや電話の契約形態や使用状況で異なります。また、**電気通信契約は特定商取引法の適用除外であり、クーリング・オフは適用されません。**中途解約には、高額な違約金が発生する場合があります。こうした契約トラブルの増加を受け、通信会社の自主基準等により、工事前であれば無償で解約に応じる事業者も多くなっています。

- ①電気通信サービスは内容が複雑なものが多くいため、利用条件や料金、解約する場合の解約料等について、契約前にしっかり確認しましょう。
- ②サービス内容や料金は事業者によって異なります。価格だけで判断せず、自分の利用環境や目的に照らし合わせたうえで、十分比較検討しましょう。

契約トラブルは時間が経つほど解決が難しくなります。困ったときは一人で悩まず、早めに消費生活センターへご相談ください。

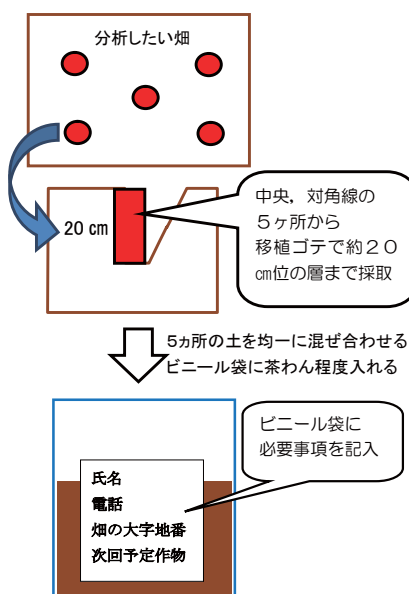
土壌診断のご案内 ～土壌診断とは「土の健康診断」のことです～

お問い合わせ先

経済課・各支所産業振興課

末吉 ☎ 0986-76-8808 財部 ☎ 0986-72-0938 大隅 ☎ 099-482-5950

土壌診断室（曾於市有機センター敷地内） ☎ 0986-76-7347



氏名、電話番号、畑の大字地番（または、ご自身が後で分かる名称など）、次回予定作物

記入事項

た土を茶わん程度入れて提出

ビニール袋に必要事項を記入し、均一に混ぜ合せ

提出方法

土は畑の中央と対角線の5カ所から、表土1cmぐらいを除いて、深さ20cm程度までの土を採り、5カ所の土を合わせて均一に混ぜる（部分だけでも可）

土の採取方法

費用 無料

合があります（）

約3週間（分析が集中する時期は時間がかかる場合があります）

診断期間

用ください。

市では、無料で土壌診断を行っています。ご活用ください。

私たちが健康診断を受けるように、畑や水田も定期的に土の状態をチェックしたり、作付け前などに土壌診断を行うことが有効です。一概に数値が正しいとは限りませんが、定期的に行えばある程度の畑の状態を推測することができます。

定期的な土の状態を推測することができます。市では、無料で土壌診断を行っています。ご活用ください。

住宅取得祝金等支給制度

住宅を新築または購入した方に、お祝いとして現金と曾於市が発行する商品券を支給します
お問い合わせ先

企画課・各支所地域振興課 地域振興係

末吉 ☎ 0986-76-8802

大隅 ☎ 099-482-5921

財部 ☎ 0986-72-0931

対象者

市内に居住するため住宅を新築または購入した方

申請

新築・購入の日以後1年以内に申請してください。

なお、新築・購入の基準日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付とします。

基本の祝金等

市内業者による新築

商品券10万円分、現金10万円

市外業者による新築

商品券5万円分、現金5万円

未入居の建売住宅購入

商品券5万円分、現金5万円

右記以外の中古住宅購入

商品券2万5千円分、現金2万5千円

※中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が10年以上見込まれるものです。

転入者加算

転入して1年以内の方には、商品券5万円分と現金5万円を加算します。なお、本市から転出後3年以内の再転入は対象外とします。

支給対象外となるもの

- ・市の定住促進住宅用分譲地への新築
- ・市税等の滞納者
- ・住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金を受けた方



6月5日に行われた
住宅取得祝金等交付式

教育長に谷口孝志氏が選任されました

平成26年6月26日に開かれた市議会でも、教育委員の選任が同意され、27日に新教育長が就任しました。



たにぐち たかし
谷口 孝志
昭和24年生まれ（64歳）

去る、6月27日付けで曾於市教育長を拝命いたしました。教育行政の舵取り役としての重責に、身の引締まる思いであります。

これまで二度の勤務経験の中で、温かく育てていただきました曾於市の教育振興のために、微力ながら全力で取り組んで参ります。

特に、これからの曾於市を担う子どもたちの健やかな成長は、最も重要な課題と考えております。「教育の道は、家庭の教えで芽を出し、学校の教えで花が咲き、世間の教えで実がなる。」の言葉どおり、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら、力を合わせて取り組むことが肝要と考えております。

市民の皆様方の御理解と、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

経歴

熊本大学卒、昭和47年鹿児島郡十島村立宝島中学校教諭、昭和53年曾於郡松山町教育委員会派遣社会教育主事、平成4年大隅町立大隅北中学校教頭、平成17年鹿児島市教育委員会教育部長、平成19年鹿児島市立坂元中学校校長、平成22年同上定年退職

ひとり親家庭医療費助成について

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎ 0986-72-0936 本庁 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

曾於市内に住所があり、ひとり親家庭の父または母および児童、父母のいない児童は、保険証適用医療費の全額助成を受けることができます。
なお児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までをいいます。

助成が受けられない場合

- ①生活保護法による保護を受けているとき
- ②児童福祉施設または知的障害者援護施設に入所しているとき（母子寮を除く）
- ③里親に委託されているとき
- ④重度身体障害者医療費助成に関する条例に基づき、医療費の助成を受けることができるとき
- ⑤受給者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

受給資格者証の更新

受給者の皆さんは、全員、毎年更新のための申請書を提出しなければなりません。
※対象者の方には、8月初めに案内通知を郵送する予定です。



今夏における節電のご協力をお願い

今夏は、原子力の再稼働がなく、電源開発(株)松浦火力2号機の運転再開がない場合、電力の安定供給に最低限必要な予備力(予備率3%)を下回る見込みとなっています。(九州1.3% 中部および西日本2.7%)

このため、周波数の違う東日本からの融通等により、何とか必要最低限の予備力を確保できる見通しですが、昨夏より大幅に厳しい需給状況となることが予想されます。

当社としましては、電力の安定供給に全力を挙げて取り組んで参りますので、お客さまにおかれましては、国からの節電要請を踏まえ、ご不便とご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんが、以下の内容で引き続き、節電へのご協力をお願いします。

【お願いの内容】

- 昨夏より大幅に厳しい需給状況を踏まえ、お客さまには、少なくとも、昨夏お取組みいただいた節電を目安に、生活・健康や生産・経済活動に支障のない範囲で可能な限り、節電にご協力いただきますようお願いいたします
- 特に、猛暑日となることが予想される場合などには、体調に十分ご留意の上、今一度、お客さまの身の回りで出来る節電をご確認いただき、一層の節電（空調の一時停止、照明の消灯等）へのご協力をお願いします

〔節電にご協力いただきたい期間・時間帯〕

- ・期 間：平成26年7月1日（火）～9月30日（火）の平日（お盆期間8月13日（水）～15日（金）を除く）
- ・時間帯：9時～20時

※電力需給が高くなる時間帯（13時～17時）は、重点的な節電への協力をお願いします。その中でも、電力需要がピークとなる16時台は厳しい需給状況となることが予想されるため、特に重点的なご協力をお願いします。

お問い合わせ先：九州電力株式会社 鹿屋営業所
☎ 0120-986-806（コールセンター）

特別障害者手当等支給制度

お問い合わせ先

財部 福祉課 社会福祉係 ☎ 0986-72-0936
大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

本庁 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807

特別障害者手当

20歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、おおむね次のような方に対して手当を支給します。ただし、施設入所者や3ヶ月を超えて入院している方は対象外です。

- ① 重度の障害が重複している方（例えば両上下肢とも機能全廃の場合）
- ② 重度の肢体不自由者で、日常生活に常時介護が必要な方
- ③ 最重度の精神障害や知的障害のため、日常生活に常時介護が必要な方

障害児福祉手当

20歳未満であつて、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方で、おおむね次のような方に対して手当を支給します。ただし、施設入所者は対象外です。

- ① 身体障害者手帳1級又は2級（一部）程度の障害を有する方
- ② 療育手帳A1程度の障害を有する方

申請および認定

受給資格の審査は、特別障害者手当（又は障害児福祉手当）認定請求書に必要な書類を添えて、曾於市役所の障害福祉担当の窓口提出することによって行われます。認定請求書を受理した後、手当の支給要件に該当するか否かについて審査し、認定又は却下の決定を行います。

重度心身障害者（児）医療費助成について

お問い合わせ先

財部 福祉課 社会福祉係 ☎ 0986-72-0936
大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

本庁 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807

重度（心身障害者（児）が、医療機関等で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担額を助成します。ただし、高額療養費、附加給付金などの健康保険からの給付がある場合は、その金額を助成額から控除します。

また、食事や部屋代・文書料・予防接種代などの保険外診療は助成の対象となりません。

対象者

- ・ 身体障害者手帳1級・2級の方
- ・ 療育手帳A、A1、A2の方
- ・ IQ35以下と判定された方および身体障害者手帳3級で、IQ50以下と判定された方

登録手続きに必要なもの

- ・ 手帳（身体障害者手帳、療育手帳）又は児童相談所の判定書
- ・ 健康保険証
- ・ 金融機関の預貯金通帳
- ・ 印鑑

※登録手続き後に受給資格者証および申請書をお渡しします。

申請方法

申請は、月毎および各医療機関別に、原則として医療機関の証明を受けた申請書を提出してください。申請期間は、医療機関を受診した月の翌月から6か月以内です。

特別児童扶養手当について

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎ 0986-72-0936
大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

本庁 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体や精神に重度または中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方などに対して支給される手当です。

手当が支給されない場合

- ① 児童や父、母、養育者が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので、併給できます）
- ③ 児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設、肢体不自由施設への母子入園を除く）に入所しているとき
- ④ 受給者、配偶者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

特別児童扶養手当の額

- 1級（重度障害児）
月額 4万9900円
- 2級（中度障害児）
月額 3万3230円
- ※この額は児童1人あたりです。障害等級表に基づき、1級、2級が決定します。

添付書類

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）
- ② 世帯全員の住民票の写し
- ③ 診断書（用紙は市役所にあります）
※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合がありますので、お尋ねください。
- ④ その他の各種届出に応じて必要な書類

特別児童扶養手当の支払日

手当は審査後、認定請求した月の翌月分から支給され、年3回、受給者本人の口座へ振り込まれます。

- ① 8月11日（4月～7月分）
- ② 11月11日（8月～11月分）
- ③ 4月10日（12月～3月分）



■各種届出一覧表

所得状況届	受給者全員が毎年8月11日から9月10日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。 ※対象者の方には、8月初めに案内通知を郵送する予定です。	対象児童にかかる 有期再認定請求書	原則として2年に1回、3月・7月・11月のうち定められた時期に、診断書を提出し、引き続き手当が受けられるかどうか再認定を受けなければなりません。（支給停止中の方も必要です。ご注意ください）
額改定届・請求書	障害の程度が変わった時や対象児童に増減があったとき	証書亡失届	手当証書をなくしたとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき	その他の届出	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更・受給者が死亡したときなど

児童扶養手当について

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎ 0986-72-0936
大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

本庁 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母または父や、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。父母がいっても重度の障害がある場合には支給されません。

なお、手当は審査後、認定請求した月の翌月分からの支給となります。

支給該当条件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が不明である児童
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ その他（棄児など）

なお、児童とは18歳に達する日以降、最初の3月31日までをいいます。

また、心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

手当が支給されない場合

- ① 対象児童や手当を受けようとする父または母が、公的年金（老齢福祉年金を除く）や労働基準法に基づく遺族補償を受けることができる
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ③ 児童が、障害を有する父または母に支給される公的年金の加算の対象になつていないとき
- ④ 父または母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）
- ⑤ 受給者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

児童扶養手当の額

全部支給 月額4万1020円
一部支給 月額4万1010円
～9680円

なお、この児童扶養手当の額は、対象児童が1人の場合です。児童が2人の場合は、この金額に5000円が加算され、3人以上はさらに3000円ずつ加算されます。

児童扶養手当の支払日

- ① 8月11日（4月～7月分）
- ② 12月11日（8月～11月分）
- ③ 4月10日（12月～3月分）

各種届出一覧表

現況届	受給者全員が今年は8月1日から8月29日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。 ※対象者の方には、8月初めに案内通知を郵送する予定です。
資格喪失届	受給資格がなくなったとき
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
証書亡失届	手当証書をなくしたとき
その他の届出	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更、受給者が死亡したときなど





コミュニティ助成（宝くじ助成）を 活用してみませんか？



財団法人自治総合センターによる、平成 27 年度コミュニティ助成の募集が行われる予定です。

※自治総合センターからの募集開始はまだですが、例年どおり行われる予定です。

●助成事業

1. 一般コミュニティ助成事業

○事業：住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識の盛り上げを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備等。

○要件：事業実施主体は市、または市が認めるコミュニティ組織であること。

○助成金：100 万円～250 万円

☆採択事業：高岡校区公民館音響設備等整備（26年度）

大隅北校区公民館音響設備等整備（26年度）

2. コミュニティセンター助成事業

○事業：住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るために住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設の建設整備等。

○要件：事業実施主体は市、または市が認めるコミュニティ組織であること。

○助成金：対象となる総事業費の 5 分の 3 以内に相当する額。ただし 1500 万円を上限。

☆採択事業：田平集落集会施設新築工事（24年度）

3. 青少年健全育成助成事業

○事業：青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するソフト事業（スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業）。ただし、自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外。

○要件：事業実施主体は市、または市が認めるコミュニティ組織であること。

○助成金：30 万円～100 万円

※コミュニティ組織とは、市がコミュニティ活動を行っていることを認める自治会、町内会等の地域に密着した団体のことです。地域に密着した団体でも、もっぱら趣味や芸術等に限定した活動団体は除きます。また、宗教法人、営利団体、公益法人等も助成できません。

●募集方法

市役所企画課に平成 26 年 8 月 29 日（金）までにお申し込み下さい。なお、申し込みについては必要書類等ありますので、希望される場合は、お早めにご相談下さい。

＜問い合わせ先＞ 企画課 企画政策係 0986-76-8802

上記助成事業の詳しい内容は、財団法人自治センターのホームページ
(<http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity>) をご覧下さい。

青少年育成市民会議総会および講演会



内藤先生



飯屋子ども会
大休寺さん



山之口さん



内山さん



竹下さん



飯山さん

【青少年の部】 財部南校区 山之口 大輝
【青少年団体の部】 憶校区 飯屋子ども会
【青少年育成の部】 飯山 より子（諏訪校区内での青少年の見守り活動）
内山 和浩（末吉中陸上部外部コーチ）
竹下 伸一（末吉中柔道部指導者）

6月20日、末吉総合センターで青少年育成市民会議総会および講演会が開催されました。総会では、次世代を担う青少年を健全に育成するためには家庭・学校・職場・地域が一体となり、青少年を見守っていくことが必要という趣旨で「市内一斉美化活動」や「あいさつ声かけ運動」等の取り組みが審議され、満場一致で可決されました。総会後、志布志法律事務所の内藤由佳先生による「『幸せ』の心を育むために」と題した講演が行われ、「生きる時間の価値」「ありがとうの地図」など心温まるお話がありました。また、青少年健全育成活動の一層の機運の醸成を図るために地域社会で他の模範となる青少年や青少年団体・青少年育成者が表彰されました。

平成26年度 市民ウォーキング

日時 平成26年8月10日(日)(雨天決行) 午前9時～

集合 高之峯駐車場

コース 高之峯コース

持参する物 運動できる服装、ウォーキングできる靴、リュック、帽子、飲物等

お問い合わせ 曾於市役所保健課健康推進係 ☎ 0986-76-8806



「ふるさと納税（曾於市への寄附）」と「そこのうまいもん」のPRについて

【問い合わせ先】
財政課思いやり寄附金担当
0986-76-8803

寄附金額 10,000円～ 19,999円以下	→ 5千円相当の特産品
寄附金額 20,000円～ 29,999円以下	→ 1万円相当の特産品
寄附金額 30,000円～ 49,999円以下	→ 1万5千円相当の特産品
寄附金額 50,000円以上	→ 2万5千円相当の特産品
プレミアムコース（数量限定）	
50万円	→ 25万円相当の特産品（10本）
100万円	→ 50万円相当の特産品（3本）
200万円	→ 100万円相当の特産品（3本）

曾於市では、平成20年度から、『生まれ故郷であるふるさとを愛し応援したい』、『曾於市出身ではないが、曾於市を応援したい』という思いを、曾於市へ寄附することで実現していただくため、寄附金（ふるさと納税）を募集しています。

曾於市では、今年度から、曾於市へふるさと納税してくださった方へ、感謝の気持ちを込めて「そこのうまいもん」を贈呈します。

市民の皆様には、多くの方々がふるさと納税を通じて曾於市のまちづくりに、ご支援・ご協力くださるよう、市外にお住まいのご親戚やお知り合いの方々に、この制度をPRしていただければありがたいです。

「そこのうまいもん」の内容については、曾於市の畜産物や加工品で、おおむね左記の表のとおりとなっています。

消防署からのお知らせ

「普通救命講習会」の実施について

9月9日は「**救急の日**」です！

「あなたは **大切な人を 救えますか**」

もし、目の前であなたの大切な人が倒れたらあなたならどうしますか？
意識を失ったり、呼吸や心臓が止まってしまった場合、救急車が来るまでに、その場に居合わせた家族が救命手当（心肺蘇生法と止血法）を施すか否かによって、その人の生死を左右してしまうことがあるのです。あなたが救命手当方法を知っていれば、大切な家族の命を救うことができるのです。

“ 曾於市大隅農産加工センターで 100 人規模の普通救命講習会開催 ”

- 1 日 時 平成 26 年 9 月 9 日（火） 午前 9 時から正午まで（3 時間講習）
- 2 場 所 曾於市大隅農産加工センター
- 3 内 容 心肺蘇生法（心臓マッサージ、人工呼吸）
A E D の使用法
止血法、その他の応急手当
- 4 その他 講習を修了された方には、普通救命講習修了証を配布

あなたの愛する家族や仲間の尊い生命を救うため、ぜひこの機会に自治会や職場等で取り組んでみませんか。

今回の講習は、150 人に達したところで締め切らせていただきますが、参加できなかった方は曾於消防署および志布志消防署で普通救命講習を行っておりますので、受講してください。

★普通救命講習会お問い合わせ先★

消防本部警防課	099-482-0579	志布志消防署	099-472-0119
曾於消防署	099-482-0559	財部分署	0986-72-0119
末吉救急分駐所	0986-76-9119	大崎救急分駐所	099-472-0119

あなたの行動で家族の命が救えます！

◆ 1分でも早い心肺蘇生が有効！

自宅や職場などでの心停止の数は、年間2～3万人と推定されています。心停止の場合、約1分経過するごとに生存率が約7～10%低下するとされているため、救急車が現場へ到着するまでの間（約6～7分）、近くに居合わせた人による心肺蘇生が非常に重要となってきます。

◆ 救命処置の流れ

（１）反応を確認する。

耳元で「大丈夫ですか？」など、数回呼びかけながら肩を軽くたたき、反応を確認します。

（２）助けを呼ぶ（１１９番通報とAEDの手配）

反応がない場合は誰かに消防署（１１９番）への電話を頼んで下さい。AEDがもしあれば、持ってきてもらいます。

（３）呼吸の確認

傷病者が「普段どおりの呼吸」をしているかどうかを確認します。

- ①胸や腹部の動きがない場合。
- ②約10秒間確認しても呼吸の状態がよくわからない場合。
- ③しゃくりあげるような、途切れ途切れに起こる呼吸がみられる場合。
(死戦期呼吸は、普段どおりの呼吸ではありません。)

（４）胸骨圧迫

傷病者に普段どおりの呼吸がないと判断したら、ただちに胸骨圧迫を開始し、全身に血液を送ります。

（５）人工呼吸（口対口人工呼吸）

30回の胸骨圧迫終了後、口対口人工呼吸により息を吹き込みます。

①気道確保（頭部後屈あご先挙上法）

- ・傷病者の喉の奥を広げて空気を肺に通しやすくします。
- ・片手をおでこに当て、もう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先に当てて、頭を後ろにのけぞらせ、あご先を上げます。

②人工呼吸

- ・気道を確保したまま、おでこに当てた親指と人差し指で傷病者の鼻をつまみます。
- ・口を大きく開けて傷病者の口を覆い、空気が漏れないようにして、息を約1秒かけて吹き込みます。傷病者の胸が持ち上がるのを確認します。
- ・いったん口を離し、同じ要領でもう1回吹き込みます。

（６）心肺蘇生（胸骨圧迫と人工呼吸）の継続

「30回の胸骨圧迫と2回の人工呼吸」を1サイクルとして救急車が来るまで繰り返します。



- ・胸骨圧迫 30回と人工呼吸 2回
- ・成人は5cm以上沈むように圧迫



- ・小児は胸の厚みの1/3を圧迫



※心肺蘇生行為は、責任を問われることはありません。ためらわずに迅速に対応しましょう。

平成26年 8/2(土)~8/9(土) は
県子ども予防接種週間
 です。

鹿児島から広めよう 8月4日 は

“はしかの日”

麻しん風しん混合(MR)
 ワクチン対象者

1期 1歳~2歳

2期 5歳~7歳未満で

小学校就学前1年間

予防接種週間中は多くの医療機関が診療時間以外に予防接種を実施します。この機会に“はしか”などの感染症を予防するため、予防接種を受けましょう！



予防が何より大切です

定期予防接種

B C G

日本脳炎

小児用肺炎球菌

ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ

子宮頸がん

麻しん風しん混合(MR)

インフルエンザ 菌 b 型(H i b)

任意予防接種

水痘

おたふくかぜ

B型肝炎

ロタウイルス

など

など

● **予防接種希望者は必ず事前に予約をして医療機関を受診してください。**

- 定期予防接種を受ける際は、市町村より届いた説明書等を必ずお読みのうえお越しください。
- 母子手帳を必ずご持参ください。
- 実施医療機関については、鹿児島県医師会ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。



鹿児島県医師会 鹿児島県小児科医会 鹿児島県
 後援 鹿児島県教育委員会

高齢者講習に関する 重要なお知らせ

末吉自動車学校は平成26年6月末で閉校（廃業）になりました。

高齢者講習

平成26年7月1日から、近隣（都城）の自動車学校でも受講できるようになりました。

都城市	ナカムラ自動車学校	☎	0986-21-2000 0120-547-688（フリーダイヤル）
	警友自動車学校	☎	0986-38-1001
	都城ドライビングスクール（MDS）	☎	0120-814-354（フリーダイヤル）
志布志市	志布志自動車学校	☎	0994-72-1325
	シブシ昭和自動車学校	☎	0994-72-0370
鹿屋市	鹿屋自動車学校	☎	0994-43-4141
	鹿屋寿自動車学校	☎	0994-43-2627
霧島市	霧島マキゾノ自動車学校	☎	0995-76-1155
	鹿児島県自動車学校	☎	0995-62-7111
	国分隼人自動車学校	☎	0995-42-6111
	空港自動車学校	☎	0995-42-8583

※場所や講習の時間、高齢者講習の予約等、詳しくは、各自動車学校へお問い合わせください。

発行：曾於地区交通安全協会

曾於市大隅町中之内8951番地
☎ 099-482-3983